

# 総務文教常任委員会

H30. 11. 21 (水)

午前10時00分～

第3委員会室

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

- 中学校選択制デリバリー弁当（昼食提供事業）導入について（教育部）
- 公の施設の管理に係る実態調査結果について（会計管理室）

## 3 その他

### (1) 次回の日程について

## 中学校選択制デリバリー弁当(昼食提供事業)導入について

### 1. 経緯

年月	内容
平成28年6月	・亀岡市中学校給食のあり方検討委員会設置 以降計5回実施 (委員は学識経験者、校長先生、栄養教諭、PTA 連絡協議会等 計9名)
平成28年7月	・生徒、保護者、教職員に対しアンケートの実施(8中学2年生のみ) アンケート結果を基に上記委員会で検討 回答数、生徒(792名)保護者(645名)教職員(205名)
平成28年11月	・検討委員会より提言受領 主旨…アンケート結果から、家庭からの弁当が思春期における“家族とのつながり”などにおいて重要な役割を果たしていることが読み取れるが、早期に学校給食を望む声もあることから、弁当を持参できない場合への対応とともに、特に保護者の弁当づくりの負担軽減の観点から、現時点においては選択制の弁当方式を導入することが望ましい。
平成28年12月	・提言に基づく、亀岡市中学校給食のあり方に係る基本方針(案)についてパブリックコメントの実施(12月1日～12月28日)
平成29年1月	・亀岡市中学校給食のあり方に係る基本方針策定
平成29年2月	・モデル校の決定【亀岡市立詳徳中学校】
平成29年4月	・公募型プロポーザルにより業者選定 予約システム導入・運用業務、弁当提供業務
平成29年8月	・保護者説明会、試食会
平成29年9月	・生徒試食会
平成29年10月	・中学校選択制デリバリー弁当(昼食提供事業)開始
平成30年2月	・新1年生入学式案内にデリバリー弁当の案内を同封
平成30年4月	・入学式にて、新1年生にシステム操作マニュアル及び4、5月献立表を配布 ・生徒、保護者、教職員に対しアンケートの実施(詳徳中2、3年生) 平成28年度実施のアンケート結果よりも、昼食に選択制デリバリー弁当を支持する割合が増加。(別添資料参照) 回答数 生徒(194名)、保護者(178名)、教職員(28名)

### 2. 実績

平成29年度(H29年10月～H30年3月)実績 【実施日98日】

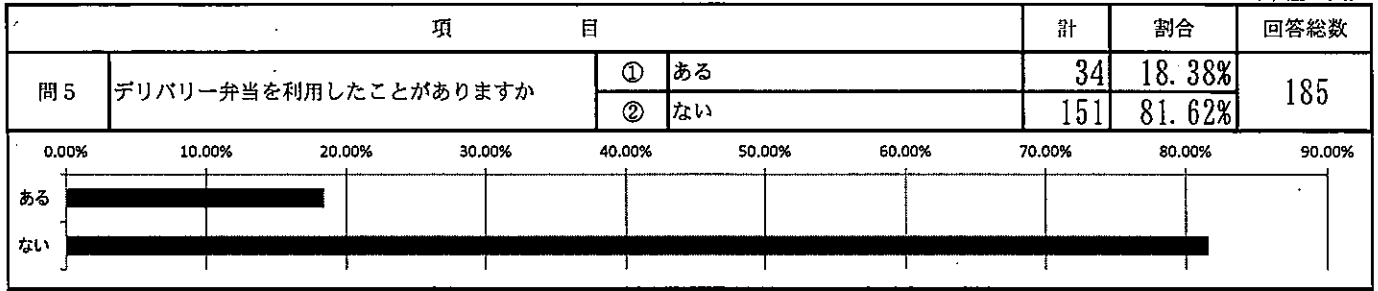
注文件数1,073件 1日あたりの平均件数10.9件 平均喫食率3.26%

### 3. 今後の方向性

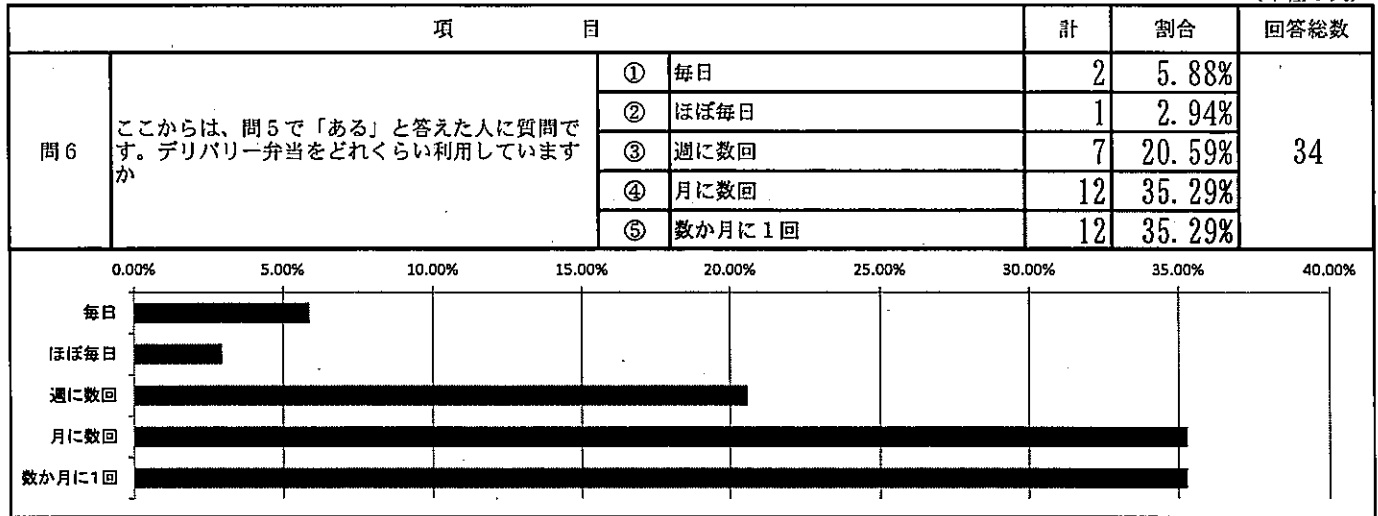
詳徳中学校での試行結果とアンケート結果を踏まえ、課題を整理しながら他の中学校への選択制デリバリー弁当の導入を拡大していく。

中学校選択制デリバリー弁当（昼食提供事業）についてのアンケート（抜粋） 【生徒用】

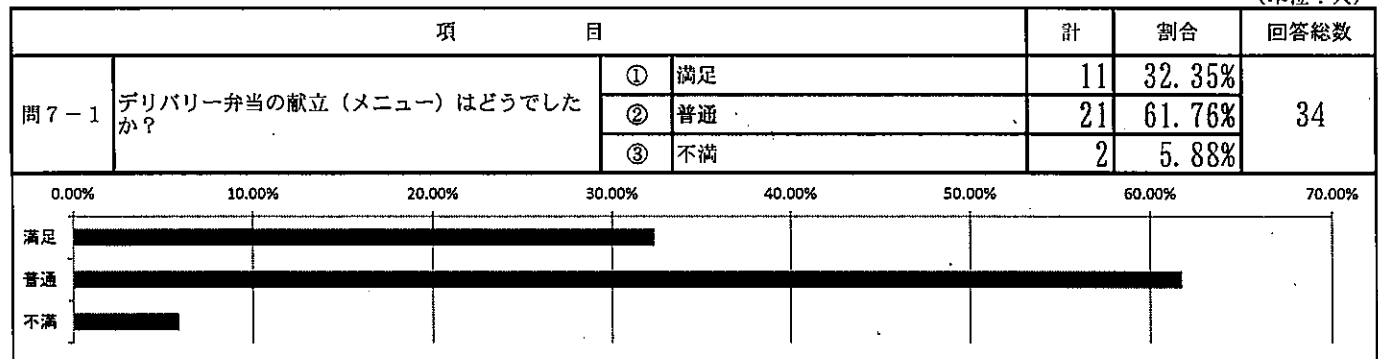
(単位：人)



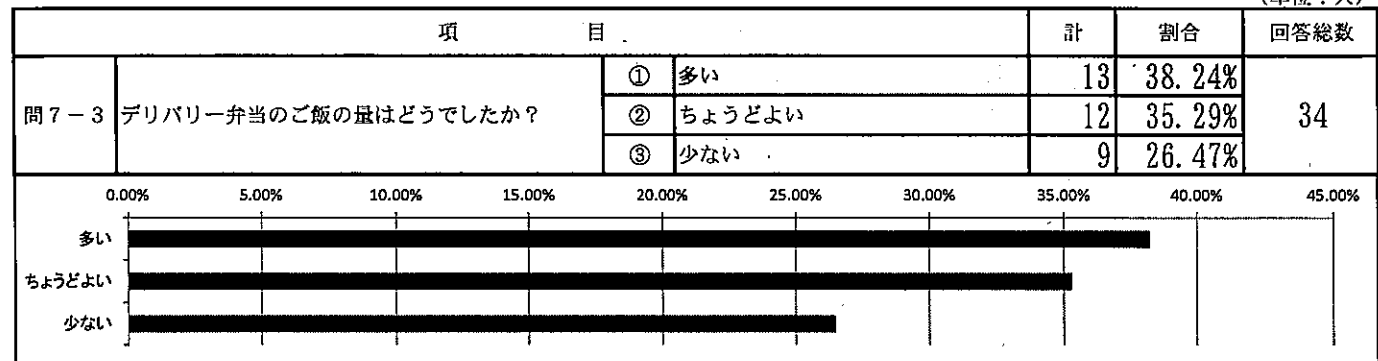
(単位：人)



(単位：人)



(単位：人)



(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問 8	今後もデリバリー弁当を利用したいと思いますか？	① 利用したい	14	42.42%	33
		② どちらかという利用したい	11	33.33%	
		③ どちらかという利用したくない	7	21.21%	
		④ 利用したくない	1	3.03%	

項目	割合
利用したい	42.42%
どちらかという利用したい	33.33%
どちらかという利用したくない	21.21%
利用したくない	3.03%

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問 1 3	中学校ではどのような昼食がよいと思いますか	① 家からの弁当	120	60.30%	199
		② 配膳を行う小学校と同じような給食	30	15.08%	
		③ 全員がデリバリー弁当（給食として）	10	5.03%	
		④ デリバリー弁当（現在と同じ選択制）	39	19.60%	

項目	割合
家からの弁当	60.30%
配膳を行う小学校と同じような給食	15.08%
全員がデリバリー弁当（給食として）	5.03%
デリバリー弁当（現在と同じ選択制）	19.60%

【平成28年度アンケート】※対象は中学2年生のみ

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問 8	中学校ではどのような昼食がよいと思いますか	① 家庭からの弁当	57	55.34%	103
		② 小学校と同じような給食	31	30.10%	
		③ 宅配弁当	3	2.91%	
		④ 家庭からの弁当と宅配弁当が一日毎選択できる	12	11.65%	

項目	割合
家庭からの弁当	55.34%
小学校と同じような給食	30.10%
宅配弁当	2.91%
家庭からの弁当と宅配弁当が一日毎選択できる	11.65%

中学校選択制デリバリー弁当（昼食提供事業）についてのアンケート（抜粋） 【保護者用】

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問3	デリバリー弁当を利用したことがありますか	① ある	34	19.21%	177
		② ない	143	80.79%	

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問4	ここからは、問3で①に○をした人に質問です。デリバリー弁当をどれくらい利用していますか？	① 毎日	2	5.88%	34
		② ほぼ毎日	2	5.88%	
		③ 週に数回	4	11.76%	
		④ 月に数回	15	44.12%	
		⑤ 数か月に1回	11	32.35%	

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問5	デリバリー弁当を利用している理由は、何ですか？（複数回答可）	① 共働きなどで毎朝弁当を作るのが大変	14	22.95%	61
		② 値段が手ごろ	2	3.28%	
		③ 子どもが希望する	12	19.67%	
		④ 栄養バランスが良さそう	10	16.39%	
		⑤ 急な用事や体調不良で弁当を作れない時がある	14	22.95%	
		⑥ その他	9	14.75%	

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問7	今後もデリバリー弁当を利用したいと思いますか？	① 利用したい	23	67.65%	34
		② どちらかという util したい	10	29.41%	
		③ どちらかという util したくない	1	2.94%	
		④ 利用したくない	0	0.00%	

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問 1 0	子どもの学校での1日の昼食代として許容できる金額はいくらですか？	① 300円まで	58	33.14%	175
		② 301円から350円まで	53	30.29%	
		③ 351円から400円まで	48	27.43%	
		④ 401円から450円まで	6	3.43%	
		⑤ 451円から500円まで	10	5.71%	
		⑥ 501円以上	0	0.00%	

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問 1 2	中学校ではどのような昼食がよいと思いますか？	① 家からの弁当	15	8.06%	186
		② 配膳を行う小学校と同じような給食	89	47.85%	
		③ 全員がデリバリー弁当（給食として）	39	20.97%	
		④ デリバリー弁当（現在と同じ選択制）	43	23.12%	

【平成28年度アンケート】※対象は中学2年生の保護者のみ

(単位：人)

項 目		計	割合	回答総数	
問 5	中学校ではどのような昼食がよいと思いますか？	① 家庭からの弁当	13	13.13%	99
		② 小学校と同じような給食	71	71.72%	
		③ 宅配弁当	1	1.01%	
		④ 家庭からの弁当と宅配弁当が一日毎選択できる	14	14.14%	

平成30年11月21日  
市議会例月総務文教常任委員会

## － 提出資料 －

○公の施設の管理に係る実態調査結果

会計管理室財産管理課

○公の施設の管理に係る実態調査結果

No.	担当課	施設の名称	施設管理の根拠条例等	指定管理者制度について			施設の使用について				目的外使用について				現状の問題・課題	今後の対応
				指定管理者制度利用可の規定	指定管理者制度の利用	指定管理者名	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考	目的外使用可(市長が特に認めた場合等)の規定	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定		
1	ふるさと創生課	亀岡市移住・定住促進施設	亀岡市移住・定住促進施設設置条例	有	無	—	有	有	無		有	有	有	有	電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。	
2	文化・スポーツ課	亀岡市営春日坂球技場	亀岡市社会体育施設条例	有	有	(公財)亀岡市体育協会	有	有	有	夜間照明(コート1面につき)1時間につき430円	無	—	—	—		
3	文化・スポーツ課	亀岡市営月読橋球技場	亀岡市社会体育施設条例	有	有	(公財)亀岡市体育協会	有	有	無		無	—	—	—		
4	文化・スポーツ課	亀岡市営医王谷野球場	亀岡市社会体育施設条例	有	有	(公財)亀岡市体育協会	有	有	無		無	—	—	—		
5	文化・スポーツ課	亀岡市営月読橋第2球技場	亀岡市社会体育施設条例	有	有	(公財)亀岡市体育協会	有	有	無		無	—	—	—		
6	文化・スポーツ課	亀岡市営月読橋第3球技場	亀岡市社会体育施設条例	有	有	(公財)亀岡市体育協会	有	有	無		無	—	—	—		
7	文化・スポーツ課	亀岡国際広場球技場	亀岡市社会体育施設条例	有	有	(公財)亀岡市体育協会	有	有	無		無	—	—	—		
8	文化・スポーツ課	東別院グラウンド	亀岡市社会体育施設条例	有	無	—	有	有	有	夜間照明1時間につき2,770円	無	—	—	—	施設管理の一部を地元自治会に委託しており、指定管理者制度を利用している他の社会体育施設と同様の取扱いができていない。	平成31年度から指定管理者制度を利用する予定。
9	文化・スポーツ課	亀岡市東部市民プール	亀岡市市民プール条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—		
10	文化・スポーツ課	亀岡市川東市民プール	亀岡市市民プール条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—		
11	市民力推進課	亀岡市交流会館	亀岡市交流会館条例	有	無	—	有	有	無		有	有	有	有	電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。	
12	市民力推進課	ガレリアかめおか	ガレリアかめおか条例	有	有	(公財)生涯学習かめおか財団	有	有	有	冷暖房設備を使用する場合、使用料に加算(冷房4割、暖房3割)	有	有	有	有	電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。	
13	人権啓発課	亀岡市立人権福祉センター	亀岡市立文化センター条例	無	—	—	有	有	有	通常期間、冷房期間、暖房期間の区分あり	無	—	—	—	各文化センターは地域の隣保館として福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターであり、多くの市民に幅広く施設を利用していたらよい努める必要がある。	行政が主体性を持って施設の管理・運営に努める。
14	人権啓発課	亀岡市立馬路文化センター	亀岡市立文化センター条例	無	—	—	有	有	有	通常期間、冷房期間、暖房期間の区分あり	無	—	—	—		
15	人権啓発課	亀岡市立東部文化センター	亀岡市立文化センター条例	無	—	—	有	有	有	通常期間、冷房期間、暖房期間の区分あり	無	—	—	—		



○公の施設の管理に係る実態調査結果

No.	担当課	施設の名称	施設管理の根拠条例等	指定管理者制度について			施設の使用について				目的外使用について					現状の問題・課題	今後の対応
				指定管理者制度利用可の規定	指定管理者制度の利用	指定管理者名	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考	目的外使用可(市長が特に認めた場合等)の規定	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考		
16	人権啓発課	亀岡市立保津文化センター	亀岡市立文化センター条例	無	—	—	有	有	有	通常期間、冷房期間、暖房期間の区分あり	無	—	—	—			
17	人権啓発課	亀岡市立保津ヶ丘文化センター	亀岡市立文化センター条例	無	—	—	有	有	有	通常期間、冷房期間、暖房期間の区分あり	無	—	—	—			
18	人権啓発課	亀岡市天川児童館	亀岡市児童館条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
19	人権啓発課	亀岡市馬路児童館	亀岡市児童館条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
20	人権啓発課	亀岡市東部児童館	亀岡市児童館条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
21	人権啓発課	亀岡市保津児童館	亀岡市児童館条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
22	人権啓発課	亀岡市保津ヶ丘児童館	亀岡市児童館条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
23	人権啓発課	亀岡市大甘野児童館	亀岡市児童館条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
24	総務課	市庁舎本館	亀岡市役所庁舎管理規則 亀岡市庁舎使用料条例 亀岡市庁舎使用料条例施行規則 市民ホール使用規則	無	—	—	無	—	—		有	有	有	有	【市民ホール】 ・冷暖房使用時、使用料に加算(4割) ・特別に電気その他を使用する場合は実費を徴収する。 【その他】 ・電気、水道、下水道及び電話の使用料等は別に実費を徴収する。		
25	総務課	市庁舎別館	亀岡市役所庁舎管理規則 亀岡市庁舎使用料条例 亀岡市庁舎使用料条例施行規則	無	—	—	無	—	—		有	有	有	有	電気、水道、下水道及び電話の使用料等は別に実費を徴収する。		
26	自治防災課	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院生涯学習センター条例	有	有	西別院町自治会	無	—	—		有	無	—	—			
27	自治防災課	亀岡市蔦田野生涯学習センター	亀岡市蔦田野生涯学習センター条例	有	有	蔦田野町自治会	無	—	—		有	無	—	—			
28	自治防災課	亀岡市大井生涯学習センター	亀岡市大井生涯学習センター条例	有	有	大井町自治会	有	有	有	冷暖房設備を使用する場合、利用料金の2割相当額を別に徴収する。	有	有	有	無			
29	自治防災課	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林生涯学習センター条例	有	有	河原林町自治会	無	—	—		有	無	—	—			
30	自治防災課	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例	有	有	南つつじヶ丘自治会	有	有	無		有	有	有	無			
31	環境政策課	下矢田みどりの郷	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例 亀岡市下矢田みどりの郷	無	—	—	有	有	無		無	—	—	—			

○公の施設の管理に係る実態調査結果

No.	担当課	施設の名称	施設管理の根拠条例等	指定管理者制度について			施設の使用について				目的外使用について				現状の問題・課題	今後の対応	
				指定管理者制度利用可の規定	指定管理者制度の利用	指定管理者名	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考	目的外使用可(市長が特に認めた場合等)の規定	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定			備考
32	環境政策課	亀岡市営火葬場	亀岡市営火葬場条例	無	—	—	有	有	無		無	—	—	—			
33	環境クリーン推進課	桜塚クリーンセンター	亀岡市循環型社会推進条例施行規則	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
34	環境クリーン推進課	若宮工場	亀岡市循環型社会推進条例施行規則	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
35	環境クリーン推進課	エコトピア亀岡	亀岡市循環型社会推進条例施行規則	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
36	環境クリーン推進課	医王谷エコトピア	亀岡市循環型社会推進条例施行規則	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
37	地域福祉課	亀岡市総合福祉センター	亀岡市総合福祉センター条例	有	有	(公財)亀岡市福祉事業団	有	有	有	冷暖房設備を使用する場合、使用料に加算(冷房4割、暖房3割)特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。	有	有	有	無			
38	地域福祉課	ふれあいプラザ	ふれあいプラザ条例	有	有	(福)亀岡市社会福祉協議会	有	有	有	冷暖房設備を使用する場合、使用料に加算(冷房4割、暖房3割)	有	有	有	有	電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。		
39	高齢福祉課	亀岡市曾我部いこいの家	亀岡市介護予防センター条例	有	有	曾我部町自治会	無	—	—		有	無	—	—			
40	高齢福祉課	亀岡市畑野健康ふれあいセンター	亀岡市介護予防センター条例	有	有	畑野町自治会	無	—	—		有	無	—	—			
41	高齢福祉課	亀岡市立老人福祉センター	亀岡市立老人福祉センター条例	有	無	—	無	—	—		有	無	—	—	市直営で施設管理しているが、施設管理運営の一部を地元自治組織に委託しており、指定管理者制度の利用ができていない。	条例の廃止及び施設の譲渡の予定。	
42	健康増進課	亀岡市休日急病診療所	亀岡市休日急病診療所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
43	こども未来課	亀岡市保健センター	亀岡市保健センター条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
44	保育課	本梅保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
45	保育課	東本梅保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
46	保育課	川東保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
47	保育課	中部保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
48	保育課	東部保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
49	保育課	第六保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			

○公の施設の管理に係る実態調査結果

No.	担当課	施設の名称	施設管理の根拠条例等	指定管理者制度について			施設の使用について				目的外使用について					現状の問題・課題	今後の対応
				指定管理者制度利用可の規定	指定管理者制度の利用	指定管理者名	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考	目的外使用可(市長が特に認めた場合等)の規定	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考		
50	保育課	別院保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
51	保育課	保津保育所	亀岡市立保育所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
52	商工観光課	湯の花温泉供給施設	亀岡市湯の花温泉供給施設設置条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
53	農林振興課	亀岡市林業センター	亀岡市林業センター条例	有	有	亀岡市森林組合	有	有	有	特別に電気、水道、ガス等を使用するときは、実費相当額を徴収する。	有	無	—	—			
54	農林振興課	亀岡市食肉センター	亀岡市食肉センター条例	有	有	亀岡市食肉センター管理組合	有	有	無		有	無	—	—			
55	農林振興課	亀岡市土づくりセンター	亀岡市土づくりセンター条例	有	有	(公財)亀岡市農業公社	有	有	無		有	無	—	—			
56	農林振興課	亀岡市農業公園	亀岡市農業公園条例	有	有	(公社)亀岡市シルバー人材センター	有	有	無		有	無	—	—			
57	都市整備課	亀岡運動公園・さくら公園【2施設】	亀岡市都市公園条例 亀岡市都市公園条例施行規則 亀岡市都市公園有料公園施設使用規則	有	有	(株)三煌産業	有	有	無		有	有	有	有	【プール売店・レストラン】 ・使用料には冷暖房使用料を含む。 ・電気、ガス、水道、浄化槽及び電話の使用料は別に実費を徴収する。		
58	都市整備課	亀岡運動公園・さくら公園以外の都市公園【33施設】	亀岡市都市公園条例 亀岡市都市公園条例施行規則	有	有	(公財)亀岡市都市緑花協会	有	有	無		無	—	—	—			
59	まちづくり交通課	のどかめロード	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例施行規則	無	—	—	有	有	有	(占有料) 多目的フロアに係る電気使用料は別に実費を徴収する。	無	—	—	—			
60	土木管理課	JR亀岡駅前自転車等駐車場	亀岡市自転車等駐車場条例	有	有	亀岡駅前駐輪業組合	有	有	無		無	—	—	—			
61	土木管理課	JR亀岡駅北口自転車等駐車場	亀岡市自転車等駐車場条例	有	有	亀岡駅前駐輪業組合	有	無	無		無	—	—	—			
62	土木管理課	JR馬堀駅前自転車等駐車場	亀岡市自転車等駐車場条例	有	有	亀岡軽車両管理協同組合	有	有	無		無	—	—	—			
63	土木管理課	JR並河駅前自転車等駐車場	亀岡市自転車等駐車場条例	有	有	亀岡軽車両管理協同組合	有	無	無		無	—	—	—			
64	土木管理課	JR千代川駅前自転車等駐車場	亀岡市自転車等駐車場条例	有	有	亀岡軽車両管理協同組合	有	有	無		無	—	—	—			
65	土木管理課	メディアス亀岡自転車駐車場	亀岡市自転車等駐車場条例	有	有	大井町自治会	有	無	無		無	—	—	—			
66	建築住宅課	平和台住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			

○公の施設の管理に係る実態調査結果

No.	担当課	施設の名称	施設管理の根拠条例等	指定管理者制度について			施設の使用について				目的外使用について					現状の問題・課題	今後の対応
				指定管理者制度利用可の規定	指定管理者制度の利用	指定管理者名	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考	目的外使用可(市長が特に認めた場合等)の規定	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考		
67	建築住宅課	前川原住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
68	建築住宅課	合戦野住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
69	建築住宅課	北古世住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
70	建築住宅課	清水住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
71	建築住宅課	城山住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
72	建築住宅課	吉川住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
73	建築住宅課	千代川住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
74	建築住宅課	つつじヶ丘住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
75	建築住宅課	町畑住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
76	建築住宅課	滝の花住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
77	建築住宅課	車垣内住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
78	建築住宅課	大年住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			

○公の施設の管理に係る実態調査結果

No.	担当課	施設の名称	施設管理の根拠条例等	指定管理者制度について			施設の使用について				目的外使用について					現状の問題・課題	今後の対応
				指定管理者制度利用可の規定	指定管理者制度の利用	指定管理者名	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考	目的外使用可(市長が特に認めた場合等)の規定	使用料の規定	使用料の減免規定	光熱水費に係る規定	備考		
79	建築住宅課	野条住宅	亀岡市営住宅管理条例 亀岡市営住宅管理条例 施行規則	無	—	—	有	有	有	(入居者の費用負担義務) ・電気、ガス、水道及び下水道の使用料等	有	有	無	無			
80	建築住宅課	天川一戸建住宅	亀岡市特定目的住宅条例	無	—	—	有	有	有		無	—	—	—			
81	建築住宅課	三ツ辻一戸建住宅	亀岡市特定目的住宅条例	無	—	—	有	有	有		無	—	—	—			
82	建築住宅課	平和台一戸建住宅	亀岡市特定目的住宅条例	無	—	—	有	有	有		無	—	—	—			
83	建築住宅課	野条一戸建住宅	亀岡市特定目的住宅条例	無	—	—	有	有	有		無	—	—	—			
84	建築住宅課	保津改良住宅	亀岡市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例	無	—	—	有	有	有		無	—	—	—			
85	病院総務課	亀岡市立病院	亀岡市立病院庁舎管理規程	無	—	—	有	有	無		有	有	有	無			
86	教育総務課	小・中・義務教育学校	亀岡市立学校施設使用条例	無	—	—	無	—	—		有	有	有	無			
87	学校教育課	若木の家	亀岡市立学校施設使用条例	無	—	—	無	—	—		有	有	有	無			
88	社会教育課	亀岡市七谷川野外活動センター	亀岡市野外活動施設条例	有	有	千歳町自治会	有	有	無		無	無	—	—			
89	社会教育課	亀岡市松熊教育集会所	亀岡市教育集会所条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—	現在の活用状況を鑑み、継続して市が所管するか、地元移管するか、地元移管する場合は、施設の老朽対応等の条件整理が必要。	地元移管は負担が大きくなるため、継続して市が所管することを基本に、貸館機能を持たせることも検討する。	
90	社会教育課	亀岡市篠公民館	亀岡市公民館設置及び運営に関する条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—	自治会事務所として管理・使用。	条例の廃止及び施設の譲渡を検討する。	
91	社会教育課	亀岡市吉川公民館	亀岡市公民館設置及び運営に関する条例	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—	自治会事務所として管理・使用。	条例の廃止及び施設の譲渡を検討する。	
92	図書館	亀岡市立図書館	亀岡市立図書館条例、 亀岡市立図書館運営規則	無	—	—	無	—	—		無	—	—	—			
93	図書館	亀岡市立図書館中央館駐車場	亀岡市立図書館条例、 亀岡市立図書館運営規則	無	—	—	有	有	無		無	—	—	—			
94	文化資料館	亀岡市文化資料館	亀岡市文化資料館条例	無	—	—	有	有	無		無	—	—	—			